

東京都港区赤坂 8-6-17 赤坂グランドハウス 211
光前法律事務所
TEL03-5412-0828 FAX03-5412-0829

新潟地方裁判所高田支部

小林 書記官殿

平成17年ワ第87号事件他

原告ら代理人

弁護士 光 前 幸 一

平成19年5月17日

貴職からの「カラシナ・ディフェンシンの抗体の確保について」(平成19年5月17日付)と題する書面に対する原告らの意見を、メモさせていただきます。

1. 抗体を被告において作製することに異論ありません。
2. なお、被告の書面によれば、抗体作製の期間として6ヶ月が予定されています。この期間を徒費しないため、抗体の作製完了期にあわせた稲の播種、育成をするのはいかがでしょうか？ 裁判所と鑑定嘱託先さらには被告との間での協議を希望します。
3. また、被告が提供を申し出ているイネの個体数で、十分な鑑定ができるものか否か、原告らには判断ができません。
抗体作製完了後に個体数が不足しているといった問題を生じさせないためにも、事前に、鑑定嘱託先との間で、必要な個体数を確認しておくべきと考えます。

以上、よろしく申し上げます。